

### 3 手当・助成制度

#### 1 児童手当・特例給付

児童手当・特例給付は、中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。支給を受けるには申請が必要です。原則として児童の父母のうち、生計中心となる方（一般的には所得の高い方）が申請者となります。所得により支給金額が決定されます。

##### (1) 支給期間・申請について

申請した月の翌月分から、中学校を修了する3月分まで、または転出等により資格が消滅した月分までです（転出後は新住所地で改めて申請する必要があります。）。出生または転入を理由として申請される方は、誕生日または転出予定日の翌日から15日以内に申請しないと受給できない月が生じる場合がありますのでご注意ください。遡っての受給はできません。

##### (2) 支給額と所得制限限度額

※ 第3子以降とは、児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある者）の3番目以降です。

| 支給対象 |               | 支給額（月額）   |                  |
|------|---------------|-----------|------------------|
|      |               | 所得制限限度額未満 | 所得制限限度額以上        |
| 対象年齢 | 3歳未満          | 15,000円   | 特例給付<br>一律5,000円 |
|      | 3～12歳（第1子、2子） | 10,000円   |                  |
|      | 3～12歳（※第3子以降） | 15,000円   |                  |
|      | 中学生           | 10,000円   |                  |

○ 児童を養育している方の所得が右記の額以上の場合は、法律に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。扶養親族等の数が3人目以降の所得制限限度額（所得額ベース）は、2人を超えた1人につき38万円（老人控除対象配偶者、老人扶養親族は、1人につき所得制限限度額に44万円）を加算します。

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安   |
|---------|---------|----------|
| 0人      | 622.0万円 | 約833.3万円 |
| 1人      | 660.0万円 | 約875.6万円 |
| 2人      | 698.0万円 | 約917.8万円 |

##### (3) 申請に必要なもの

申請の際は、原則として次のものがが必要です。

###### ① 確認書類

※ 次のア、イの2点が必要です。ただし、マイナンバーカードの場合は、番号確認と身元確認が1枚で行えます（他に確認書類は必要ありません。）。

ア 番号確認書類（申請者及び配偶者）

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入り住民票のいずれか1点

イ 本人確認書類（申請者）

※ 本人確認書類は、顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、在留カード等）の場合は1点、顔写真のない公的証明書（健康保険証、年金手帳等）の場合は2点必要です。

###### ② 申請者となる保護者名義の普通預金口座通帳等

##### (4) 支給時期および方法

2月、6月、10月の年3回（原則として各月の15日）です。それぞれ前月までの4か月分のうち対象となる月の手当が口座振込みとなります（例えば、10月振込みのときは、通常6月から9月までの手当が振り込まれます。）。なお、支払いに影響する手続き（別居の手続きや振込先の変更等）は、支払日の前月の15日（休日の場合は前日）が締め切りとなります。

(5) いろいろな届出

受給者が、①婚姻したとき、②公務員になったとき、③児童と別居となったとき、④養育する児童が変わったときなどは、届出等が必要です（届出等がない場合、支払が保留となる場合があります。）。また、受給者は毎年6月に現況届を提出し、資格を更新する必要があります。

お問い合わせ先 こども課（☎048-524-1111 内線289）

## 2 こども医療費助成

児童に対する医療費の一部を助成することにより、その保健の向上と福祉の増進を図ります。助成を受けるには、転入日または誕生日の翌日から15日以内に申請をし、受給資格証の発行を受けることが必要です。15日を過ぎても申請はできますが、有効期間は申請日からとなり、支給の対象とならない期間が発生する場合があります。

(1) 助成の対象となる期間

市内に住所を有し健康保険に加入している児童に対する診療のうち、高等学校卒業まで（18歳に達した日以後最初の3月31日まで）の分が対象です。

(2) 助成の対象となる要件

受給資格者およびその配偶者が、前年度末までが納期の市税等を完納していることが必要です。ただし、完納していない場合であっても、市税等について担当課と相談の上誠実に分納しているなど規則で定める条件に該当する場合には、助成の対象となります。

また、保護者の所得制限はありませんが、生活保護世帯の児童、重度心身障害者医療もしくはひとり親家庭等医療費の対象となっている児童または児童福祉施設等に入所している児童は本制度の助成の対象とはなりません。

(3) 助成の対象となる医療費の範囲

出生または転入の日から、上記(1)の助成対象期間満了まで、または転出の日の前日までの診療分で、次に該当する医療費が助成対象となります。

- 入院および通院の医療費で保険診療の一部負担金
- 入院時食事療養標準負担額（高校生を除く。）

ただし、健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を控除した額が助成の対象となります。

なお、保険適用外の費用（健康診断、予防接種、入院時室料差額代、付添料、文書料、リネン代等）や、学校・保育園での怪我などにより、日本スポーツ振興センター災害給付金が支給される場合については、助成の対象外となります。

#### (4) 助成の方法

医療機関にかかったときは、医療機関の窓口で受給資格証を健康保険証と一緒に提示してください。原則として、21,000円未満の保険内診療については、窓口無料となります。

ただし、次の①～⑤のようなときは、医療機関の窓口で医療費を支払後、診療の翌月以降に市に支給申請していただくことにより、口座振込みの方法で助成いたします。振込日は、毎月25日までに支給申請をいただいた場合には、原則として翌月の25日です。25日以降のご申請の場合は翌々月の25日となります。

- ① 熊谷市・行田市・深谷市・寄居町以外の医療機関（医科・歯科・調剤）にかかったとき。
- ② 熊谷市外の接骨院・整骨院等の医療機関にかかったとき。
- ③ 一部負担金の額が21,000円以上のとき。
- ④ 治療用装具（コルセットなど）をつくったとき。
- ⑤ 窓口無料の協定を締結していない医療機関にかかったとき。

なお、上記③または④に該当する場合は、市に支給申請する前に、加入している健康保険に対して手続きをとることが必要な場合があります。一部負担金の金額や加入している健康保険により手続きが異なりますので、該当になりそうな方は、市または加入している健康保険にお問い合わせください。

#### (5) 支給申請の手続き

医療機関の窓口で保険診療分の医療費を支払ったときは、次のものを持参して診療月の翌月以降に市の窓口で支給申請してください（診療当月中は申請できません。）。なお、申請期限は、医療費（一部負担金）を医療機関等に支払った日（分割払いの場合は完済した日）の翌日から5年です。

##### ① 医療機関で証明済みのこども医療費支給申請書

児童別、月別、医療機関別、入院・通院別の証明が必要です。

ただし、以下の内容をもつ領収書（原本）を添付すれば、証明は不要です。

※診療を受けた児童の名前、診療年月日、医療保険対象総点数、医療保険対象金額、発行年月日、発行者名（医療機関名・住所・電話番号）

領収書を添付する場合でも、申請書の上部は申請者が記入する必要があります。

なお、申請書の用紙は、市役所こども課、各行政センター福祉（市民福祉）係にあります。

また、市のホームページからダウンロードすることも可能です。

##### ② こども医療費受給資格証

##### ③ 健康保険証（児童の氏名が記載されたもの）

#### (6) いろいろな届出

受給者が、①転居したとき、②加入する健康保険が変わったときなどには、届出が必要です。また、転出する場合は受給資格証を市の窓口へお返しください。

**お問い合わせ先 こども課（☎048-524-1111 内線372）**

### 3 誕生祝金支給事業

令和3年4月1日以降に熊谷市に誕生したお子様の保護者の方に、誕生祝金（3万円）を贈呈いたします。出生届の提出時に、誕生祝金支給申請書を併せてご提出ください。ただし、次の場合は、お手数ですが市役所こども課または各行政センター福祉担当窓口までお越しの上、お申し出ください。

- 市の時間外受付（土曜開庁日を含む。）またはさくらめいと出張所に出生届を提出された場合
- 熊谷市以外の市区町村役場に出生届を提出された場合

お問い合わせ先 こども課（☎048-524-1111 内線289）

### 4 「暑さ対策」すくすくはぐくまひんやりグッズ事業

暑さ対策事業の一環として、市内在住のお子様を対象に、熊谷市独自の暑さ対策グッズ（保冷シート）を配布しています。ベビーカーやチャイルドシートに取り付ける等、暑い日のお出かけ時にご活用ください。

【対象者】

- 今年度中に1歳又は2歳になるお子様

【配布方法】

- 6月末現在、対象となるお子様のご家庭に郵送でお届けします。
- 7月以降に転入されてきたご家庭には、転入届手続き時に、市民課、各行政センター市民（市民福祉）係でお渡しします。

### 5 「暑さ対策」ちびっこ元気事業

暑さ対策事業の一環として、市内在住のお子様を対象に、熊谷市オリジナル「ニャオざねクールキャップ」を無償配布し、熱中症予防を図っています。

【対象者】

- 今年度中に3歳になるお子様
- 市内転入者のうち、4～6歳のお子様

【配布方法】

- 6月末現在、対象となるお子様のご家庭に郵送でお届けします。
- 7月以降に転入されてきたご家庭には、転入届手続き時に、市民課、各行政センター市民（市民福祉）係でお渡しします。

4、5のお問い合わせ先 こども課（☎048-524-1111 内線523）

※ 児童手当、こども医療費助成、誕生祝金支給事業、「暑さ対策」すくすくはぐくまひんやりグッズ事業、「暑さ対策」ちびっこ元気事業については、上記のこども課窓口のほか、次の窓口においてもお取り扱いしています。

大里行政センター市民福祉係 【☎0493-39-0311（代表）】

妻沼行政センター福祉係 【☎048-588-1321（代表）】

江南行政センター市民福祉係 【☎048-536-1521（代表）】

## 6 子育て応援自転車おでかけ事業

幼児2人同乗用自転車を購入した方を対象に、購入費の半額（上限3万円）を補助します。

既に幼児2人同乗用自転車をお持ちの方が後から幼児用座席のみを購入した場合も、その幼児用座席については申請の対象となります。

※ 1世帯につき幼児2人同乗用自転車本体の台数は1台、幼児用座席の台数は2台まで申請可能です。

(1) 対象者（次の要件をすべて満たす方が、対象者となります。）

- ① 購入日及び申請日において市内に住所を有し、かつ、未就学児が2人以上同一世帯に属すること。
- ② 本人及び同一世帯の方が市税（国民健康保険税を含む）、保育所保育料、放課後児童クラブ保育料を滞納していないこと。

(2) 対象自転車（次の要件をすべて満たすものが、対象自転車となります。）

- ① 社団法人自転車協会（BAA）が定める幼児2人同乗用自転車安全基準に適合する自転車。
- ② 財団法人製品安全協会（SG）適合の2席の幼児用座席が装着されていること。
- ③ 平成24年4月1日以後の日において購入したものであること。（中古品及び転売品は除きます。）

(3) 申請に必要なもの

- ① 申請者名義の普通預金通帳等
  - ② 熊谷市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付申請書兼請求書
- ※ 申請書は、各行政センター福祉係にもありますが、申請先は、こども課のみとなります。  
熊谷市ホームページからでもダウンロードできます。
- ③ 領収書原本（内訳、購入者氏名、購入日、購入店名及び所在地並びに購入品名、型番等の記載されたもの）
  - ④ 本体及び座席それぞれの品質保証書等の写し（製造元、車名、型番、車体番号等が記載され、安全基準に適合する自転車及び座席であることが確認できるもの）

お問い合わせ先 こども課（☎048-524-1111 内線289）

## 7 不妊治療費助成

不妊治療（特定不妊治療・男性不妊治療）を受けた夫婦に対して、その治療費用の一部を助成します。埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給対象者の方は、県の支給決定後に熊谷市への申請をお願いします。

- (1) 対象治療
  - ・ 特定不妊治療 体外受精治療及び顕微授精治療
  - ・ 男性不妊治療 特定不妊治療を行うために必要とされる、精巣内精子生検採取法又は精巣上内体精子吸引採取法による治療その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- (2) 助成の対象者（次の①～⑥の要件の全てに該当する方）
  - ① 夫婦の双方又は一方が申請日において市の住民票に記載されていること。
  - ② 夫婦の前年（1月～5月末までの申請にあっては前々年）における所得の合計金額が730万円未満であること。（令和3年1月1日以降に終了した治療については、所得制限はありません。）
  - ③ 本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
  - ④ 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること。
  - ⑤ 助成を受けようとする治療（期間）について、都道府県等が実施する不妊治療費助成事業による助成金の支給を受けている、埼玉県不妊治療費助成事業による助成金の支給の申請期限を経過している又は埼玉県が定める不妊治療費助成事業の通算助成回数に達している（年齢要件

に達している者も含む)こと。

- ⑥ 助成を受けようとする治療(期間)について、他の市区町村が実施する不妊治療費助成事業による助成金を受けていないこと。

(3) 助成の内容

夫婦一組につき、助成の対象となる治療の費用から、治療区分に応じ基本額を控除した額とし、1年度当たり10万円を限度に通算5年度に限り助成します。ただし、男性不妊治療にあっては、その妻に係る特定不妊治療に対する助成が通算5年度に達した場合終了します。

## 8 早期不妊検査費等助成

指定医療機関又は埼玉県内の助成対象医療機関で受けた不妊検査・不育症検査に対して、その費用の一部を助成します。

(1) 対象検査

- ① 夫婦が共に受けた不妊検査若しくは不育症検査、又は妻のみが受けた不育症検査で、検査期間が1年以内であること。
- ② 指定医療機関と連携する泌尿器科の医師が実施した検査も含まれます。
- ③ 医療保険適用・適用外は問いません。
- ④ 特定不妊治療の一環の検査は、対象外です。

(2) 助成の対象者(次の①～③の要件の全てに該当する方)

- ① 申請時に法的に婚姻している夫婦で、夫婦の双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。
- ② 検査を開始する日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ③ 本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

(3) 助成の内容

不妊検査・不育症検査に係る費用の自己負担額に対して、夫婦一組につき3万円(千円未満切り捨て)を上限にそれぞれ1回限り助成します。

## 9 不育症治療費助成

「不育症」の治療に取り組んでいる夫婦に対して、その治療費用の一部を助成します。

(1) 対象治療

平成30年4月1日以降に開始した不育症治療で、治療期間(※1)が終了し、保険給付又は短期給付の対象とならない治療が対象です。診断書の作成手数料、入院時における差額ベッド代、食事代など直接治療に係る費用以外のものは助成の対象外です。

※1 治療期間とは、不育症治療を開始した日から出産(死産・流産を含む。)をした日までとなります。

(2) 助成の対象者(次の①～⑤の要件の全てに該当する方)

- ① 申請時に法的に婚姻している夫婦で、夫婦の双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。
- ② 夫婦の前年(1月から5月末までの申請にあっては前々年)における所得の合計金額が730万円未満であること。
- ③ 本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- ④ 医療保険各法における健康保険に加入していること。
- ⑤ 医師に不育症と診断されていること。

(3) 助成の内容

1年度当たり30万円を限度に通算5年度助成します。他の地方公共団体で実施する同種の助成事業による助成は、本市の助成通算年数に含めず。

## 10 未熟児養育医療給付

未熟児に対して指定医療機関での入院治療が必要な場合、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。世帯の住民税額等に応じて自己負担金が生じます。自己負担金はこども医療費助成制度の対象になります。

### (1) 対象となる方

市内に住所を有し、出生体重が2,000g以下あるいは、生活力・身体の発育が未熟なままで生まれ、出生直後に医師が入院治療を必要と認めた乳児

### (2) 給付の範囲

指定医療機関での治療にかかる医療費等が対象となります。  
(保険診療分のみ対象となります。)

### (3) 申請方法

原則、出生後2週間以内に必要書類を添えて母子健康センター窓口申請してください。  
申請書類提出前に、必要書類等の確認をさせていただきますので、母子健康センターに御連絡ください。

**お問い合わせ先 母子健康センター (☎048-525-2722)**

## 11 産後ケア事業

母親の身体の回復及び心理的な安定を促し、母親自身が子育ての中で起こる様々な出来事に自分で考え対応できる力を養えるように産後ケア事業を実施しています。

### (1) 対象になる方

次のいずれにも該当する方

- ・熊谷市民で、生後3か月未満の赤ちゃんとお母さん
- ・心身の不調や育児不安があり、家族などから家事・育児の支援が十分に受けられない方
- ・お母さんや赤ちゃんに感染症の疑いがない方、入院・加療の必要がない方

### (2) 申し込み方法

産後ケア事業は、ケアプランに基づくサービスです。まず「母子健康センター」または「くまっころーむ」にお問い合わせください。

### (3) 産後ケアの実施方法及び自己負担金

市内の実施医療機関において、宿泊型または通所型により、産後ケアを実施しています。利用期間は宿泊型は最大6泊7日、通所型は最大7日までです。

自己負担金は、世帯の課税状況等に基づいて決められています。宿泊型は1泊2日で10,000円、非課税世帯は5,000円、生活保護世帯では0円。通所型は医療機関により異なりますが、1日3,000円から5,000円、非課税世帯は1,000円から3,000円、生活保護世帯では0円です。

**お問い合わせ先 熊谷市役所6階「くまっころーむ」(☎048-523-1066)**

**母子健康センター内「くまっころーむ母子健」(☎048-527-8600)**

**母子健康センター (☎048-525-2722)**

## 12 パパ・ママ応援ショップ（子育て家庭への優待制度）

埼玉県では、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると、割引等のサービスが受けられる子育て家庭への優待制度を行っています。

- (1) 制度をご利用いただける方
  - 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのお子様をお持ちの世帯の方
  - 妊娠中の方がいらっしゃる世帯の方

※ 店舗により、特典を受けられる方が限られている場合があります。
- (2) 利用方法  
紙の優待カードまたは優待カードアプリ版を協賛店舗等でご提示ください。
- (3) アプリ版優待カードの取得方法  
お手持ちのスマートフォンに「ポケットブックまいたまアプリ」をダウンロードします。  
URL⇒ <http://www.pref.saitama.lg.jp/maitama/sp/download.html>  
アプリ内で「パパ・ママ応援ショップサブアプリ」を取得します。  
利用者情報を入力し、優待カード画像をダウンロードします。
- (4) 紙の優待カードの配布場所  
こども課、各行政センター福祉担当窓口、各子育て支援拠点、さくらめいと出張所、熊谷・籠原駅連絡所  
※ お子様の年齢が確認できるもの（健康保険証、母子手帳等）をお持ちください。
- (5) その他  
協賛店舗等の詳細、特典の内容等については、下記埼玉県のホームページ、または右のQRコードをご利用ください。  
<https://www.saitama-support.jp/>



## 13 3キュー子育てチケット

埼玉県では、令和3年度に3人目以降の子どもが生まれた世帯を対象に、最大で50,000円分のチケットを支給しています。

- (1) 対象となる方  
令和3年度に3人目以降の子どもが生まれた世帯
- (2) チケット  
最大5万円分のチケットが支給されます
- (3) 利用できるサービス  
ベビーシッター、一時預かり、家事ヘルパーなどの子育てサービス
- (4) その他  
申請方法などの詳細については、下記埼玉県のホームページ、または右のQRコードをご利用ください。  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kuponn/top.html>





## 14 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業

小・中学校に就学する児童・生徒の保護者の方で、経済的にお困りのご家庭に対して、学用品費・学校給食費等の就学費用の一部を援助します。

### (1) 援助を受けられる方

熊谷市内の小・中学校に通う児童生徒のいる世帯のうち、下記のいずれかに該当する世帯が援助を受けることができます。

- ① 児童扶養手当を受給している世帯
- ② 市民税が非課税の世帯
- ③ 生活保護は受けていないが、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯
- ④ 生活保護を受けている世帯

※生活保護を受けている世帯については、一部の費目のみ支給対象です。

### (2) 申請について

#### ① 必要書類

- 児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写しを添付してください。
- 熊谷市に住民票がある方については、添付書類は不要です。
- 申請日から1年以内に熊谷市に転入した方については、転入前の市町村で発行する所得税証明書（合計所得、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額がわかるもの）の添付が必要となる場合がありますので、申請前に御確認ください。

#### ② 申請方法

就学援助費のお知らせ・就学援助費受給申請書は、小・中学校、教育総務課、市ホームページのいずれかで取得できます。申請書の提出先はお子様の通う学校又は教育総務課です。申請は毎年度必要となります。年度途中からの申請も可能です。

詳細はお子様の通う小・中学校又は教育総務課までお問合せください。

## 15 特別支援教育児童生徒就学奨励事業

熊谷市内小・中学校の特別支援学級へ在籍している児童生徒がいるご家庭に対して、経済的負担の軽減のため、学用品費・学校給食費等の就学費用の一部を補助します。

申請については、4月から特別支援学級に在籍している場合は、4月末にお子様の通う学校を通して申請に必要な書類が配布されます。5月以降に在籍した場合は、随時配布されます。

詳細はお子様の通う小・中学校又は教育総務課までお問合せください。

14、15のお問い合わせ先 教育総務課（☎048-524-1111 内線382）

